

## 会 議 記 録

会議名称		第30回杉並区環境清掃審議会
日時		平成20年7月18日(金)午後1時30分~午後3時55分
場所		区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員名	丸田会長、青山委員、石川委員、横山委員、藤原委員、岸委員、柳澤委員、木村委員、岩島委員、田中委員、山室委員、松木委員、大高委員、内藤委員、境原委員、大澤委員、小池委員、井上委員 <span style="float: right;">(18名)</span>
	区側	副区長、環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長(清掃施設調整担当課長兼務)、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長
傍聴者数		3名
配付資料等	事前	第29回審議会会議録(案)(継続委員のみ配布) 温室効果ガス排出量の算定結果について 平成20年度ごみ・資源の分別方法の変更と状況について 平成19年度ごみ量及び資源回収量について 東京23区推奨ごみ袋認定制度の廃止について 杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認実施報告(2回目)について 杉並清掃工場の建替及び工場併設施設について 杉並区レジ袋有料化等の取組み状況について 平成19年度みどりの実態調査(第8回)結果について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化) 平成20年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」(第9回)の実施について 「すぎなみ打ち水2008」の実施について 「環境博覧会すぎなみ2008」の開催について
	当日	杉並区環境基本計画 杉並区環境白書 杉並区環境白書・資料編 環境清掃審議会条例 環境清掃審議会施行規則 一般廃棄物処理基本計画 地域省エネ行動計画 緑の実態調査報告書

<p>会 議 次 第</p>	<p>委嘱式</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 杉並区環境清掃審議会委員委嘱</li> <li>2 副区長あいさつ</li> </ol> <p>第30回杉並区環境清掃審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 説明員及び事務局紹介</li> <li>2 委員自己紹介</li> <li>3 資料確認</li> <li>4 環境清掃審議会審議事項説明</li> <li>5 会長選出</li> <li>6 副会長選出</li> <li>7 職務代理者指名</li> <li>8 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 温室効果ガス排出量の算定結果について</li> <li>(2) 平成20年度ごみ・資源の分別方法の変更と状況について</li> <li>(3) 平成19年度ごみ量及び資源回収量について</li> <li>(4) 東京23区推奨ごみ袋認定制度の廃止について</li> <li>(5) 杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認実施報告(第2回目)について</li> <li>(6) 杉並清掃工場建替及び工場併設施設について</li> <li>(7) 杉並区レジ袋有料化等の取組み状況について</li> <li>(8) 平成19年度みどりの実態調査報告(第8回)結果について</li> <li>(9) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化)</li> <li>(10) 平成20年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」(第9回)の実施について</li> <li>(11) 「すぎなみ打ち水2008」の実施について</li> <li>(12) 「環境博覧会すぎなみ2008」の開催について</li> </ol> </li> <li>9 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉並区環境基本計画の見直しについて</li> </ul> </li> <li>10 次回開催予定の確認</li> </ol>
----------------------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">       主要な発言        および        会議の内容     </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱式 副区長より新委員に委嘱状交付</li> <li>2 第30回杉並区環境清掃審議会       <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長互選。職務代理の指名</li> <li>・第29回環境清掃審議会会議録の確認</li> </ul> </li> <li>(1) 温室効果ガス排出量の算定結果について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定業務は財団法人特別区協議会が実施。結果は杉並区省エネ行動計画概要の改正版で周知予定。</li> </ul> </li> <li>(2) 平成20年度ごみ・資源の分別方法の変更と状況について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装、ペットボトルの回収開始。サーマルリサイクルの開始。収集方法、回数の変更。粗大ごみの民間委託。</li> </ul> </li> <li>(3) 平成19年度ごみ量及び資源回収量について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ごみ量はすべて前年度を下回っている。</li> </ul> </li> <li>(4) 東京23区推奨ごみ袋認定制度の廃止について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月1日をもってこの制度を廃止する。</li> </ul> </li> <li>(5) 杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認実施報告（第2回目）について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス、焼却灰、飛灰、汚水処理、汚泥すべて法規制値及び安全基準値を下回っている。</li> </ul> </li> <li>(6) 杉並清掃工場建替え及び工場併設施設について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュール等の報告。</li> </ul> </li> <li>(7) 杉並区レジ袋有料化等の取組み状況について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋有料化等の計画書の概況報告。</li> </ul> </li> <li>(8) 平成19年度みどりの実態調査報告（第8回）結果について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内全体のみどり率は22.92%</li> </ul> </li> <li>(9) 一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅建設に伴い敷地内に緑が増える環境に配慮した計画になっている。</li> </ul> </li> <li>(10) 平成20年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」（第9回）の実施について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年10月の1ヶ月間に集中して実施予定。</li> </ul> </li> <li>(11) 「すぎなみ打ち水2008」の実施について       <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所の集中実施は平成20年8月1日(金)正午に本庁舎南側広場にて実施予定。</li> </ul> </li> </ol>
--	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           主要な発言            および            会議の内容         </p>	<p>(12) 「環境博覧会すぎなみ2008」の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年10月18日(土)～10月19日(日)高井戸地域区民センターで開催予定。</li> </ul> <p>3 その他</p> <p>杉並区環境基本計画の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の環境清掃審議会で諮問予定。</li> </ul> <p>4 次回の開催予定の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年9月4日(木)午後2時開催。</li> </ul>
--	--

第30回環境清掃審議会発言要旨 平成20年7月18日(金)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻になりましたので、只今より杉並区環境清掃審議会委員の委嘱式を始めさせていただきます。私は本日の司会進行をさせていただきます環境課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱につきましては、現在お座りのお席でお受けいただきたいと存じます。お名前をお呼びいたしましたらお立ちいただきたいと存じます。本日は区長が所用のため副区長より委嘱状を交付いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(副区長、各自に委嘱状を手渡す)</p>
環境課長	副区長より挨拶がございます。
副区長	<p>今、ご紹介いただきました副区長でございます。お手元に委嘱状をご配付、ご案内させていただきました。今後2年間の任期でございますけれども、よろしくお願いいたします。</p> <p>洞爺湖サミットがありまして一時期新聞紙上では、毎日地球温暖化の特集記事が載っていたのですが、イベントが終わると少しトーンが下がるのが最近の傾向でございます。そうはいつでも地球温暖化がもう待たないということ、議論をするとともに、もう行動をしていかなければならないというのが、この洞爺湖サミットを契機として国民一人一人の中にもかなり意識としては浸透してきたのではと思います。我が家でも、温暖化の話がこれほど話題に上るとは、つい数年前までは思っておりませんでした。それだけこの危機というのが非常に深刻な状況になってきているのかと思います。</p> <p>今回の環境清掃審議会の中で、いろいろご議論いただきますのは、そういった大きな地球温暖化から始まりまして、さまざまな課題がたくさんあるのかと思っています。清掃の問題、リサイクルの問題から廃棄物処理の問題、緑の問題、その一つ一つの問題が、広く言うとなんかの形ですべて地球温暖化にかかわっているようなところもございます。今回の皆様方をお願い申し上げたいさまざまな課題というのは、この十数年の中でも非常に重く、また難しい課題がたくさん入っているのではないかと考えています。杉並区政としても今回お願いすることになると思いますさまざまな課題に全力を挙げて取り組んでいきたいと思っておりますし、また、皆様方のお知恵、お力をお借りしながら、環境問題、清掃問題について十分に対応できるように努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ皆様方、いろいろなお知恵をお寄せいただきまして、少しでも杉並区が住みよい、そして環</p>

環境課長	<p>境先進都市ということで今後もずっと走り続けられるような状況をつくり出して          いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>まことに簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、杉並区環境清掃審議会委員の委嘱式を終了いたします。</p> <p>恐れ入りますが、副区長は所用がございまして、ここで退席をさせていただきます。</p>
副区長	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
環境課長	<p>只今より第30回杉並区環境清掃審議会の開催をお願ひしたいと思ひますが、その前に本日の出席状況、委員及び説明員の紹介、配付資料の確認をさせていただきますと存じます。</p> <p>まず、本日出席委員につきましては現在4人の方が欠席をされておりますので、22名の委員に対して18名の出席でございますので、第30回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p>
環境清掃部長	<p>それでは、環境清掃部長より説明員と事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>環境清掃部長でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>私から行政側のスタッフをご紹介申し上げたいと存じます。</p> <p>今進行を行っております環境課長でございます。</p> <p>その右隣になりますが、環境都市推進担当課長でございます。</p> <p>続きまして、清掃管理課長でございます。</p> <p>その横になりますがごみ減量担当課長でございます。</p> <p>後ろの席になりますが、杉並清掃事務所長でございます。</p> <p>その隣でございますが、杉並清掃事務所の方南支所の担当課長でございます。</p> <p>都市整備部の都市計画課長でございます。</p> <p>続きまして、建築課長でございます。</p> <p>最後になりますが、みどり公園課長でございます。</p> <p>以上、行政側の管理職のスタッフでございます、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>なお、皆様と実質的には細かなやりとりをさせていただきます事務局の職員をあわせてご紹介させていただきたいと思ひますが、環境課の係長でございます。同じく主査でございます。</p> <p>以上でございます。どうぞ皆様よろしくお願ひ申し上げます。</p>
環境課長	<p>ただいまから委員の方々に簡単に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。紹介の</p>

		順序でございますが、お席の順ということで、G委員からA委員までよろしくお願いたします。
G	委員	Gでございます。前期から務めさせていただいております。土木学会の地球環境委員長などを務め、今は大丸有地区という東京駅周辺の再開発の環境のコーディネーターなどをしております。またよろしくお願いたします。
V	委員	一般公募のVと申します。よろしくお願いたします。
T	委員	同じく一般公募のTです。実は今期で3期目なので、本当はご辞退しようかと思っていたのですが、もうちょっといろいろなことで意見を言わせていただくと思ひまして参加させていただきました。よろしくお願いたします。
S	委員	東京商工会議所杉並支部から参りましたSと申します。運送業を営んでおります。2年間どうぞよろしくお願いたします。
P	委員	杉並環境カウンセラー協議会の事務局をやっておりますPと申します。行政と住民の方の間の環境問題に関する橋渡しのような仕事をずっと地域でやってきております。よろしくお願いたします。
L	委員	杉並区認定の緑のボランティアの団体のLと申します。私どもは区民の皆さんと緑のすばらしさを共有、緑の大切さを共有しております。よろしくお願いたします。
K	委員	NPO法人の杉並環境ネットワークのKでございます。区のご指導をいただきながら環境関係、清掃関係、いろんな活動をやらせていただいている。私も実は3期目になります。どうぞよろしくお願いたします。
E	委員	杉並区社会福祉協議会から参加させていただいておりますEでございます。よろしくお願いたします。障害者、高齢者、そして幼児を抱えた若い家庭とか、そういう方々の視点に立ってこの審議に加わらせていただきます。また一主婦としましても環境、清掃に関しては大変関心を持っておりますので、討議に参加させていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。
D	委員	今回初めて杉並区役所に来ました。千葉県にあります日本園芸生産研究所のDと申します。2年間よろしくお願いたします。
B	委員	都市環境委員会の委員長をしておりますBでございます。よろしくお願いたします。
C	委員	同じく区議会都市環境委員会副委員長のCと申します。どうぞよろしくお願いたします。
I	委員	杉並区の商店街連合会を代表して来ておりますIと申します。どうぞよろしくお願いたします。

M 委員	く。 大気汚染測定連絡会から来ましたMと申します。桃井に10年ほど在住しております。よろしくお願いいたします。
N 委員	消費者グループ連絡会から参りましたNと申します。消費者グループ連絡会の中の生活クラブ生協に属しております、ふだんから住みよい日々をつくりたいというような活動をしております。よろしくお願いいたします。
Q 委員	正用記念財団のQです。よろしくお願いいたします。
R 委員	一般公募のRでございます。2期目でございます。住まいは高井戸でございます。近くに今年テーマになっている、建て直し等もあると認識しております。よろしくお願いいたします。
U 委員	一般公募のUでございます。よろしくお願いいたします。
A 委員	Aでございます。以前、千葉大学の園芸学部にいましたが、現在は社団法人環境情報科学センター、そこの理事長を務めております。環境科学関係の学術団体として、会員は全国から約2,000人おります。私の専門はどちらかといえば緑を中心とした都市計画でありまして、今から45年前にヒートアイランド現象というのをクーラーなしに軽減させたいという研究でドクターを取りました。要するに、緑を中心としたまちづくりにしたいということでございます。よろしくお願いいたします。
環境課長	ありがとうございました。 それでは、配付資料の確認ということでお願いいたしたいと思っております。今日の議題の12件については既に送らせていただきました。第2期より継続の委員の方々だけでございますが、前回、29回杉並区環境清掃審議会の会議録というものを配らせていただいておりますが、それにつきましては今回この内容ということで案をとらせていただきたいと思います。 それから、本日の席上に配付させていただいておりますものが8点ございます。杉並区環境基本計画、環境白書、環境白書の資料編ということでございます。環境清掃審議会条例、同施行規則、一般廃棄物処理基本計画、地域省エネ行動計画、緑の実態調査報告書ということで、8点ございます。 次に、この環境清掃審議会の審議事項でございますが、お手元の資料の中の杉並区環境清掃審議会条例の中に第2条というところがございます。施行規則第2条にも記載をされているものでございます。また必要に応じてこの審議会の中に部会を設置して審議をいただく場合がございますので、よろしくお願い申し上げます。



	<p>ます。</p> <p>続いて、条例の4条第1項の規定によりまして、会長の互選をいただきたいと存じます。会長の選任の方法につきましては事務局に一任をさせていただきたいと存じますが、よろしいでございましょうか。</p>
V 委員	<p>A委員にこれまでずっとなさっていただいていたので、引き続きお願いいたします。</p>
環境課長	<p>事務局に一任をさせていただくということの中で、只今A委員のお名前が出ました。会長にはA委員という推薦がございましたので、どうでございましょうか。ほかに意見ございませんでしょうか。</p>
	<p>(拍手あり)</p>
環境課長	<p>それでは、A委員に会長をお願いしたいと思います。皆さま方の全会一致をいただきましてありがとうございました。それでは、A委員、杉並区環境清掃審議会の会長として就任願えますでしょうか。</p>
A 委員	<p>承知いたしました。</p>
環境課長	<p>どうもありがとうございました。それでは、A委員、恐れ入りますが会長席にお移りいただきたいと存じます。</p>
	<p>引き続きまして、会長より就任のご挨拶と開会をお願いいたします。</p>
会 長	<p>只今皆様よりご指名いただきまして会長を務めさせていただくことになりましたAでございます。ご承知のように杉並区は環境先進都市ということを以前から名乗っております。環境重視の都市づくり、区づくりということをしてずっと行っております。したがって、この審議会の役割というものは大なるものがあると認識しております。皆さん方のご協力・ご支援をいただきまして円滑に審議会を運営させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
	<p>それでは、第30回杉並区環境清掃審議会を只今から開催いたします。</p>
	<p>まず、副会長の選出につきましてご審議をいただきます。杉並区環境清掃審議会条例施行規則第5条の規定によりまして、副会長は委員の互選により定めるということになっております。どなたか適任と思われる方がいらっしゃればお名前を上げていただけないでしょうか。</p>
	<p>いらっしゃらないようでしたら私から推薦申し上げます。G委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
	<p>(拍手あり)</p>
会 長	<p>では、G委員、よろしくをお願いしたいと思います。</p>

	<p>次に、杉並区環境清掃審議会条例第4条第3項による職務代理者の指名でございますが、副会長のG委員に指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>どうもありがとうございました。それでは、G委員、恐れ入りますが副会長席にお移りください。引き続きまして副会長より就任のご挨拶をお願いいたしたいと存じます。</p>
G委員	<p>今、ご指名いただきましたGでございます。私は会長とは30年ぐらいご縁があるのではないかと思います。26歳からコンサルをしております。環境関係では廃棄物学会、土木学会、今はバイオマス関係の協会など、いろいろなところでやらせていただいていたことから、会長にご推挙いただいてこの審議会にも参加させていただきました。先ほどお話があったように非常に重要な期ということと、これから問題になります廃棄物、3R、環境、あとは食糧自給率の問題とか、いろいろな懸案が浮上しており、大事な審議会だと考えております。微力でございますけれども、会長を補佐させていただく立場で参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	<p>次に議席の確認ということでございますが、議席につきましては現在お座りいただいている席をもって議席としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>では、現在お座りいただいている席をもって議席とさせていただきます。</p>
	<p>事前に委員の方にお送りしてあります開催通知に本日の会議の内容がございますが、その順序に従ってこれから進行したいと思います。</p>
	<p>まず、第29回杉並区環境清掃審議会の会議記録、以前ですとこれは各委員に前もって見ていただいて、次回の会議を開いたときにご承認いただくという形をとらせていただいておりますが、事務局、どういたしましょうか。</p>
環境課長	<p>それにつきましては、既に継続でない委員さん方も含んで送らせていただきまして、今日引き続き継続の委員さんについても特にご意見がないということでございましたので、案をとらせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>皆さんよろしくお願いいたします。</p>
	<p>では、報告並びに議題に入らせていただきまして、まず「温室効果ガス排出量の算定結果について」ということがございます。今日の最初のものにつきまして</p>

環境都市推進担当課長	<p>は環境都市推進担当課長の担当でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>私からは、「温室効果ガス排出量の算定結果について」、ご報告いたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。1の算定方法の基本方針でございますが、平成17年2月の京都議定書の発効に際しまして、2月24日、区長会で京都議定書の発効に当たっての特別区区長会共同宣言を採択しております。これは、かけがえのない地球を守るための特別区行動宣言ということでございまして、その中で温室効果ガスの算定を統一して行っていくというものも入っております。</p> <p>と申しますのも、従前算定していなかった区もあり、杉並区のように算定していた区もあるということで、算定方法がばらついておりまして、非効率であり、また業務コストもかかるということがございましたので、統一して標準化を図っていくということでございます。</p> <p>算定に当たっての考え方でございますが、温室効果ガスの算定に当たりましては、東京都のデータの活用、各区の温室効果ガスの状況についての東京都のデータ数値から推計するほか、業務集積状況、単身世帯比率などの地域特性を考慮して算定を行っております。</p> <p>具体的な算定業務につきましては、財団法人特別区協議会が行っております。</p> <p>基準年度は京都議定書の平成2年度でございまして、毎年度算定してまいります。直近年はデータの関係で平成17年、2年前のものとなります。</p> <p>算定結果と推移につきましては、ホッチキス止めしてございます別紙をご覧ください。また、基年がCO<sub>2</sub>でまいりますと149万2,000トンでございましたが、平成17年は169万3,000トンでございまして、この間で13.4%増加しております。平成15年をピークに減少してございますが、省エネ行動計画の目標数値であるマイナス2%には及ばない状況でございます。</p> <p>なお、平成14年度、15年度のCO<sub>2</sub>の急激な増加は原子力発電所の発電設備のデータ改ざんが問題になって原発の稼働を止めたために電力供給、火力発電を主として行った結果でございまして、</p> <p>私からは以上でございまして、</p>
会 長	<p>ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見ございましたらお願ひいたします。</p>
C 委 員	<p>素人なものでわからないのですが、この温室効果ガス排出量は、何をもとに量</p>

環境都市推進担当課長	<p>っているものなのか。例えば事業所の数とか、家庭の電力消費量とか、その辺の基準というのが何をもとにどういうことで量っているのかをお聞かせください。</p>
C 委員	<p>ご指摘のとおり、二酸化炭素につきましては電気、都市ガス、LPG、ガソリン、灯油などから出るもの、それからメタンなどは天然成分でございますので、それが排出されたもの、それから一酸化二窒素、笑気ガスでございますが、病院で麻酔で使うときに出てくる量などから算出しております。あと、ハイドロフルオロカーボン類、エアコンやエアゾールに使われております、そういったものにつきましては消費量、生産量から測定しているものでございます。</p> <p>それで、電気とかガスとかの消費量というのが杉並でどれくらいの消費量になっているのかということが簡単にわかるような仕組みになっておりますか。</p> <p>それから、車の走行量などもその基準値に入っているのかどうか。</p>
環境都市推進担当課長	<p>電力、ガスも入っておりますし、自動車の走行も入っております。総合した数値でこの結果ということでございます。</p>
C 委員	<p>杉並の量がすぐわかるのですか。杉並の消費量というのが。</p>
環境都市推進担当課長	<p>杉並の量につきましてもわかります。</p>
C 委員	<p>何が一番大きいのか、中規模、小規模の事業所の消費が高いのか、あるいは家庭の消費が高いのか。そして、それぞれの対応策、今日もらった資料に一部出ているような気はするのですが、その辺の対応策についてもお聞きしておきたいと思います。</p>
環境都市推進担当課長	<p>杉並区の場合、一番多いのが家庭からの排出で、全体の45%を超えております。続きまして、自動車からの26.6%、それから店舗等の業務22%の順になってございます。家庭に対しましては太陽光発電の助成を行っております。それから、自動車につきましては今年度からエコドライブ支援機器助成制度を始めて対応をとっているところでございます。業務系につきましてはISOの取得、エコアクションの取得等の助成を行っているというところでございます。</p>
G 委員	<p>今のご意見と同じだと思うのですが、この数値には、利用者側のエネルギー使用に伴う排出量と共に、電力などの供給側の要因の排出量まで入っているということですね。だから、東電が柏崎発電所を停止し、石炭火力系の電力が増えたので、大きくなったところまではこの数値の中に入っていて、区民にはわかりづらい構造だと思います。むしろ二酸化炭素だけでもいいですから、内訳とか、そういった需要側と、杉並自身が出しているということと、供給側の電源が変わり、杉並区はこういう電力系から受電しているの、こうなっていると</p>

	わかるような表現をどこかで見せていただければ、少し行動につながると思うので、よろしくお願いします。
会 長	要望ですからよろしいと思います。
	ほかにございますか。
K 委 員	これは質問ですが、一番上の二酸化炭素というのは、これはそのとおりでよろしいかと思えますけれども、メタン以下、これはすべて、例えばメタンだとCO <sub>2</sub> は21倍であるとか、フッ素だと3,000倍というCO <sub>2</sub> を基準にして温暖化効果があります。そこまでカウントした形でのCO <sub>2</sub> の排出量ということでやっておられるかまずお聞きしたいと思います。
環境都市推進担当課長	すべてCO <sub>2</sub> 換算してございます。
K 委 員	そうすると、例えば一般の家庭から出にくいというものがかなりありますね。こんなものも、排出源というものを明確にさせていただいたほうが私たちとしてもこれからそういうことに対して注意を払っていかねばいけないと思えますが、いかがでしょうか。
環境都市推進担当課長	例えば、ハイドロフルオロカーボンでございますと、筋肉疲労を回復するためにシュッとやるエアスプレーがありますね。それから、女性の髪を固定するスプレー、それなどに含まれてございます。
K 委 員	それから、もう一点です。1990年から1994年まで、下の3段について黒枠になって数字があらわれておりませんが、この理由をご説明ください。
環境都市推進担当課長	この3つのガスにつきましては、代替フロン類でございまして、この5カ年にわたりまして対象外ということでカウントがとられておりません。そのために空欄としてございます。
会 長	ほかにございますでしょうか。
M 委 員	一酸化二窒素は、先ほど病院の麻酔のときに使われるということで、笑気ガスですね。これは私の知る限りですと分解装置というのを実際に備えているところは東京の中にはないと思えますので、全部拡散して出していると思うので、これが減ってきているというのは、20から例えば15、この値で、それは手術回数が減ったというような、そういうカウントをされているということなんでしょうか。
環境都市推進担当課長	笑気ガスだけの麻酔ではなく、いろいろな方法で、注射での麻酔等もございまして、そういった変化もあると存じます。
M 委 員	では、病院からそういうデータを収集されているということですか。
環境都市推進担当課長	そうです。

<p>会 長</p>	<p>この面について区民に対する広報はどうなっているのですか。大事なデータだと思うのです。</p>
<p>環境都市推進担当課長</p>	<p>只今、杉並区省エネ行動計画概要版の改定を行っておりまして、その中で区民の皆様にお知らせしていこうと思ひまして、準備を進めているところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>いろいろご質問出ましたけれども、そういったことも含めてわかりやすく、また今後どうやっていくのかというようなことまで含めて、総括的に書かれると余計わかりやすくなると思ひます。</p> <p>では、次に進ませていただきまして、2番目「平成20年度ごみ・資源の分別方法の変更と状況について」、3番目が「平成19年度ごみ量及び資源回収量について」、4番目が「東京23区推奨ごみ袋認定制度の廃止について」、5番目が「杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認実施報告（2回目）について」、以上4点、清掃管理課長、一括してご説明をお願いいたします。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>私から4点ご報告をさせていただきます。</p> <p>最初が、「平成20年度ごみ・資源の分別方法の変更とその状況について」でございます。杉並区では、平成20年4月にごみの分別方法を大きく変更いたしました。その状況についてご報告をさせていただきます。</p> <p>1点目、変更点でございますが、資源回収の拡大を行いました。プラスチック製の容器包装を区内全域の集積所で回収を始めてございます。また、ペットボトルにつきましても同様に全域で収集を開始いたしました。収集計画量でございますが、プラスチック製の容器包装は年間5,200トン、ペットボトルについては1,800トンを見込んでいます。</p> <p>また、ごみの分別方法の変更といたしまして、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施ということで、資源とならないプラスチックにつきましても不燃ごみから可燃ごみへ、また汚れて資源とならないプラスチック製の容器包装につきましても不燃ごみから可燃ごみへ変更をしております。あわせて、ゴム、皮革製品につきましても不燃ごみから可燃ごみへ分別種別を変更いたしまして、いずれも可燃ごみとして収集を行います。</p> <p>また、収集方法、回数でございますけれども、資源回収量が増えましたことで、これまでの週1回から、上段の瓶、缶、ペットボトルを収集する資源の日、それから、古紙、ペットボトルを収集いたします資源の日という形で、2分割いたしまして、それぞれ週1回ずつ、回収を行っております。</p>

また、これまで週1回収集をしておりました不燃ごみにつきましては隔週による収集という形に変更してございます。あわせて、この4月からは民間委託の拡大ということで、粗大ごみの収集を民間委託いたしました。粗大ごみの収集実績については以下のとおりでございます。

裏面をご覧くださいと思います。20年の4月、5月の当該月の1日当たりのごみ量の19年度との比較の表を作成いたしてございます。4月のところの可燃ごみをご覧くださいと思います。19年度の4月の1日平均が303トンほどありましたが、平成20年度では336トンということで、11%の増になってございます。不燃ごみのところをご覧くださいますと、79トンから17トンということで、21.6%に減少をしてございます。

あわせて、下の資源をご覧くださいますと、それぞれ資源物の増量がございまして、とりわけ缶のところを見ていただきますと、率にいたしまして18.8%という形で資源回収量が大幅に増えてございます。この傾向は5月のごみ量にもほぼ反映しているというところでございます。4月からの分別の中で区民の方にご理解をいただきながら、着実にごみの分別が進んでいると理解しているものでございます。

次の資料になりますが、「平成19年度のごみ量及び資源回収量について」、確定値がございまして、ご報告をさせていただきます。3番目の資料になります、ご覧くださいと思います。

1番の(1)ですが、杉並区で回収いたしましたごみ量につきまして、可燃、不燃、粗大の量で表示をさせていただいてございます。この3つにつきまして、いずれも一番右に率で表示させていただいておりますが、すべて前年度を下回る状況、排出ごみ量が減っているということでございまして、15年度からの確定値でございましたも総数は右下がりのごみの排出量という形になってございます。23区全体のごみ量につきましては(2)で表示をさせていただいているところで、可燃ごみ、不燃ごみにつきましても減少傾向にあるということがいえると思います。

この資料の裏面をご覧くださいと思います。杉並区で回収いたしました資源ごみ量の年度別の確定値をご報告させていただきます。上の段に行政回収、下の段に集団回収の資源ごみ量を表示させていただいてございます。行政回収につきましては、ほぼ横ばいというようなところでございますが、集団回収による資源回収量が増えてきているということをご数字から読み取ることができます。

このことによりまして、これまで平成18年度の区民1人当たりの可燃、不燃、粗大ごみで表示しておりますが、649グラムという形でご案内させていただきましたが、19年度につきましては618グラムという形で、1人1日当たりのごみ量は31グラムの減少ととらえてございます。

次に、報告の3点目でございますが、「東京23区推奨ごみ袋の認定制度の廃止について」ご報告をいたします。現在、ごみの排出に当たりましては容器出しを基本としているわけですが、容器によらない場合は23区の推奨袋を利用して可燃ごみの排出をお願いしているところでございます。いわゆる半透明のごみ袋をご利用いただいているわけですが、これは東京都時代からありました東京都推奨袋という制度を23区の清掃事業移管に伴いまして23区推奨袋制度という形で引き継ぎを行ってきたものでございますが、3番にございますような廃止理由、各区におけるそれぞれ独自の認定制度、杉並区でも黄色いごみ袋というものを独自に認証してございます。ということを進めていくに当たっての困難性があるということ、それから一般的に売られている、いわゆるごみ袋について同等の性能といえますか、基準を満たすものが多く出ているということで、あえて23区がそういった推奨制度を行わなくても維持できるという理由、それから各区事項であるというようなことの中から、2番にございますように平成21年4月1日をもってこの制度を廃止するというにすることとさせていただきます。

4番にございますように在庫等もございますので、平成22年3月31日までの間に在庫を整理するように業界団体については協力依頼をしているところでございます。

なお、杉並区といたしましては、容器出しによらない場合につきましては黄色いごみ袋の推奨ということで継続してご案内をしていくものでございます。

次に、4点目になりますが、「杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認報告」でございます。廃プラスチックのサーマルリサイクルの順次拡大に伴いまして清掃工場に持ち込まれるプラスチック量というものが変化してございますので、その区の収集拡大にあわせて清掃工場で焼却の確認を行ってございます。この第2回目の報告を清掃一部事務組合より受けましたので、ご報告をさせていただきます。

お配りしている資料の初めの概要版、それから別紙として焼却のデータを添付してございますので、データは後ほどご確認をいただきたいと思います。

概要版をお開きいただきまして、2ページ、3ページをご覧くださいと思います。



<p>会長</p> <p>K 委員</p>	<p>います。この確認につきましては、平成20年1月に測定を行ってございます。1月、2月にかけて杉並清掃工場での焼却の確認を行ったものとなってございまして、3ページの確認結果の欄をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>排ガスにつきましては、測定結果はすべて法規制値及び協定値を下回ってまして、通常の焼却による出現範囲であったということでございます。これは別紙のデータの1ページにございますので、後ほどご確認ください。排水につきましてもすべて法規制値内でありました。これは別紙の3ページに該当いたします。焼却灰、飛灰、汚水処理、汚泥につきましてもすべて法規制値及び判定基準値を下回っているということで、別紙の5ページに詳細データを添付しました。</p> <p>ごみの性状のところをご覧ください。ごみバンカ、実際に焼却するごみの中のプラスチックの割合が10.24%という形でございました。モデル地域から排出されたごみの中のプラスチック量というのは13.96%ということで、前回に比較してプラスチック量が増加しているということが読み取れます。</p> <p>4ページをお開きいただきたいと思えます。周辺大気の調査につきまして、モデル可燃ごみを焼却した場合の影響は見られなかったということで報告されておりまして、データにつきましては8ページ、9ページになります。運転データにつきましても同様でございまして、法規制値及び協定値を下回っており、モデル可燃ごみを焼却した影響は見られないという報告結果となっております。データにつきましては別紙の11ページにございます。</p> <p>以上、一部事務組合より杉並区で収集いたしましたモデル可燃ごみ、廃プラスチックの焼却の確認データでございまして、これにつきましては既に6月26日、一組のホームページで公開をされてございまして、杉並区でも7月21日号の広報でお知らせするとともに、8月1日区のホームページから一組のホームページにリンクできるように手配をいたしまして、区民周知を図っていくものでございます。私からは報告4点、以上でございます。</p> <p>では、まず「平成20年度ごみ・資源の分別方法の変更と状況について」ということで、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>これはお願いでございますが、先ほど課長からご説明がありましたとおり、これはいろいろな人から言われているわけですが、不燃ごみというのは約2割ぐらいに非常に減ってきているという事実がございます。4月については21.6%、5月についても22.1%というような形で、従来の毎週1回から今度は隔週になった。さらに5分の1であればもったいないから、区の合理化ということ</p>
-----------------------	---

<p>会 長</p>	<p>も考えて、月1の回収という方向を検討していただいてもいいのではないかと いう声をいろいろなところから私どもお聞きしているわけです。とりあえず4月か らスタートしたわけでございますので、これでやってみまして、その間、今、申 上げたような方向でご検討いただけないかというお願いでございます。以上。 では、よろしく申し上げます。 ほかにございますか。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>住んでいる近くの収集所でも収集日が変わってからかなり混乱が見られます。 特に、お話の不燃ごみは隔週になって、それもカレンダーを一々確認しないとど ちらになるのかわからないということで、出っ放しになっている不燃ごみがかな り目立つという状態があるのが一つなので、今お話の月一と決められるのであれ ば、実際出る量というのは金属類ですとかガラスのみです所以对応可能なのかな と思いますが、実情を見ていると非常に収集所は混乱しています。 それと、燃える、燃えないを判断するとき、資源か、燃やすほうに分類するの かというときに、洗っていないものは基本的に可燃のほうに入れるというふうな 書き方をされているのでそうしているのですけれども、それをわざわざ洗って資 源側に、水を使って持っていく必要がそれぞれの家庭であるものなのか。それか ら、資源として集められているものをどういうふうにもリサイクルされているかが 区民としてはなかなか見づらい、わかりづらいなと思しますので、その辺を自 分も含めて確認させていただければと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>不燃ごみの収集回数につきましてはさまざまなご意見をちょうだいしている ところでございます。隔週というのはわかりづらい。第1、第3何曜日とか、第 2、第4何曜日という形はどうかであるとか、今ご意見ありましたように月に一 回でも十分大丈夫だというようなご意見をいただいているところでございます。 まだ4月、5月、6月というデータの中でごみ量の推移を判断するのはどうかと いうところもございますが、いずれにいたしましても区民の方にわかりやすい、 ご理解をいただいて排出いただかなければいけないわけですので、広報である とか、お知らせの仕方も工夫しながら、あとはごみ量に応じて収集回数というの は検討させていただきたいと思っています。ただ、今現在は4月から分別を変更し たところでございますので、そういったところも見きわめて進めたいと思ってお ります。 今、委員からご指摘のありました、せっかく集めたプラスチックはどういうふ うに資源化されているのかということでご質問をちょうだいしたところでござい</p>

<p>M 委 員</p>	<p>ます。清掃情報誌「ごみパッケン」というのもありますし、広報あるいはその他の媒体を使いましてプラスチックが資源化されているところを区民の方に、区も今後積極的にPRをさせていただきたいと思っております。</p> <p>今の不燃ごみのほうはそれで理解しました。いろいろ広報的なものを私も見るのですけれども、可燃と資源で分けて、資源として集めたものを実際燃やしているだけじゃないのか。その辺の端的な、どれくらいの率でどう利用されていますというあたりが、私自身が知りたいというのがあるのですけれども。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>プラスチック製の容器包装の資源化につきましては杉並区では容器包装リサイクル法のルートにのって資源化を行ってございまして、容リ協会の入札によって毎年度受託先、引き受け先が変わってまいります。19年度、20年度はたまたまJFE環境というところで入札の結果、杉並区で収集したプラスチック製の容器包装全量引き受けをしておりますので、区内で排出されたプラスチックの資源は今、川崎の方へ行って製鉄所の中でリサイクルが進められています。</p> <p>ちょっと長くなってしまいますけれども、19年度につきましては高炉還元剤という形で利用されてございまして、19年度で約1,400トンほど、3分の1の地域からプラスチックを集めました。それが高炉還元剤として利用されておりました、JFEのご説明ですと1,400トンのプラスチックを投入することによって同量、コークスを利用することが削減できた。1,400トンの天然資源の削減につながったということ、それから単純焼却、清掃工場で焼却してしまう場合と比較して、高炉で使う場合は蒸し焼きといいますが、無酸素状態の中で使うということです。焼却ではなくて脱酸素剤として利用すると説明を受けておりました、その際に焼却によるCO<sub>2</sub>の発生が抑えられたことと、石炭(コークス)とプラスチックとの差という形で、あわせて1トン当たり3トンのCO<sub>2</sub>排出削減ということですので、1,400トンの3倍のCO<sub>2</sub>削減になったと推計をしているところでございます。</p> <p>また、今年度につきましては、コークス炉化学原料化という形で、同じJFEのところなのですけれども、石炭からコークスをつくる際に無酸素状態で利用するというので、油化あるいはガス化、それからコークスということで、ほぼ100%資源化をできると伺っているものでございます。こういったものについて区民の方に今後は定期的にお知らせをしていきたいと思っております。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>新しい出し方についてなのですけれども、私の住まいの比較的近い場所での状況ということにはなりますが、この4月から新しい分別に変わった地域という</p>

	<p>ところで、まだ十分に知らない、周知され切れていないという状況であろうとは思いますが。しかし、現状としては分別のされ方、それから所定の日に所定のものを出すというその徹底の度合いというのがかなり未達成状態にあると思うのです。今後も現状のままの周知の方法だけだと、それが改善されるスピードというのは非常に遅いのではないかと想像しています。ということで、何らかの周知方法の新たなる方策等々についてお考えなどがございましたらご説明いただきたいと思えます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>このたびの4月のごみの分別の変更というのは大変大きな、これまでなかった分別方法の変更ということで、周知には努力してまいりましたが、まだまだ至らないところもあるというのも実態かと存じますが、清掃事務所では集積所の管理、ごみの分別につきまして指導する担当の部署もございますので、そういったところをフルに活用してご理解いただけるように現在努めているところでございます。具体的には、ごみの袋に未分別の内容をシールで張り出して取りおくという形のご案内をしているというところでございます。</p> <p>また、ごみの分別について、現在皆さんにお配りしているのが12月までのカレンダーをつけてご案内をしていると思います。これを来年の1月からのものに再度この12月に配布をする予定になってございますので、そういった機会もとらえながら区民の皆様へ改めてごみの分別について徹底をしていただくようにご案内したいと考えてございます。</p>
<p>N 委 員</p>	<p>さっきの資源ごみの処理のことで、確認だけさせてください。平成19年度の場合はJ F Eが受託して、そちらに任せたとことなわけで、結局容リ協会の受託者によってその方法が受託者任せになるということですね。ですから、結果的に平成19年度の場合はこれだけのものがコークスに使われたということであって、毎年そうなるということではないわけですね。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>委員ご指摘のとおりでございます。毎年度入札が行われて、入札の結果によって引取先が変わりますので、今現在の制度の中ではごみを出す側の自治体がそういった手法を選べないという、そういう定めになってございます。</p> <p>ご質問のあったところで、資源を洗って出すのかどうかというようなこと、お尋ねがあったのにまだ答えができておりませんでした。さっと洗ってお出してくださいというご案内をしています。納豆であるとか、チューブ類のものについてはさっと洗ってもなかなか落ちないものがございますので、それらについては可燃ごみとしてお出してくださいというご案内をしております。流しの残り水等でさっ</p>

<p>会長</p>	<p>と洗って落ちるものについては資源としてお出しいただきたいということで、決して水をたくさん使ってきれいにしてお出してくださいということではなくて、さっとすすいで汚れの落ちたものは資源にお出してくださいということでご案内をしております。よろしくお願いたします。</p> <p>次に進めさせていただいてよろしいですか。</p> <p>では、3番目に、「平成19年度ごみ量及び資源回収量について」、この点につきまして。</p>
<p>U 委員</p>	<p>教えていただきたいのですが、23区全体で今現在平成19年度の杉並区の構成比率です。それを計算しますと当然23区の管路収集を除いて、可燃、不燃、粗大、これの比率を出しますと5.7%という数値が出ます。これは23区の中で杉並区は8区ですので8番目に位置しているのか。一番多いのは千代田区なのか。その辺知りたいと思います。それは後でも結構でございます。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>申しわけございません。只今、区別の数字は持ち合わせてございませんけれども、一般的に言われるのは、ごみの量というのは人口によって変わってくるというところがございます。もちろんご指摘のように中心区といいますが、都心区にあっては昼間の事業系のごみというのがありますので、単純にいうわけにはまいりませんが、家庭系でいいますと人口の多いところがごみの排出量も多いということがいえようかなと思います。後ほど資料は精査させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>では、4番目の「東京23区推奨ごみ袋認定制度の廃止について」ということでございます。何かございましたらお願いします。よろしゅうございますか。</p> <p>では、次に進めさせていただきます。「杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認実施報告(2回目)について」というところでございます。何かありましたらお願いします。</p>
<p>P 委員</p>	<p>質問させていただきます。「杉並清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認結果(2回目)」の別紙です。これは測定結果が出ております。この中で臭気濃度というのが測定項目に載っております。この法律上の基準が13万となっているのですが、数値的にちょっと大きいかなという気がいたしますけれども、計算値からこうなるのかもしれませんが、それがよろしいのかどうか確認したいということが一点です。</p> <p>あとこれは23区の一部事務組合で測定されたのだと思うのですが、煙突の排出口だけでなく、例えば悪臭の臭気の基準というのは排出推移、それから敷地境界でも基準値があるかと思うのですが、その測定はされることはなかったのか</p>

<p>清掃管理課長</p>	<p>どうか、その辺をお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、別紙のところの臭気濃度の基準値につきまして、私も詳しくご説明申し上げます。ただ、これについては既に公表済みのデータでございますので、一部事務組合においては既に確認しております。</p> <p>清掃一部事務組合というのはちょっとわかりづらい組織かとも存じますけれども、東京都が清掃局で行っていた事業なわけですけれども、清掃移管に伴いまして平成12年に23区に清掃事業が移管になりました。その際に収集運搬は各区が行いまして、焼却等の中間処理については、清掃工場も立地していないところもありますので一部事務組合を23区で組織いたしまして、一括運営を行っているという組織になってございます。そういった関係でこういった中間処理を担う清掃一部事務組合が共通した要綱、検査手法に基づいて調査を行っているということになってございます。これについてはその時々によって調査をしているわけですが、清掃工場の運営に際しましては定期的に周辺大気でございますとか、煙突からのものとその他のデータをとって運営協議会等でご報告をしておりますので、それらのデータとあわせることによって安全な焼却が行われているということを確認しているところでございます。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>3ページの5項のごみの性状調査の件ですけれども、測定期間が平成20年2月7日の大田区のデータを調べたのですが、モデル可燃ごみに占める廃プラの割合が18.71%ということで杉並区よりも多くなっている。バンカについては12.67という数値が出ております。ただ、これが今現在2回目ですけれども、いざ本格実施した場合にモデルの可燃のごみのデータと逆転する現象が起こるのではないかと懸念しています。というのは、焼却する場合、バンカ内でごみを均質化するときにクレーンで、要は攪拌をやっているわけです。そうしますと、その攪拌が不十分だと偏りが出てくる。実際には今現在モデルをやっている地区があるのですが、そこでもそういう逆転の現象が起こっているということも聞いております。要は、今回モデルという、ごみだけのロットでやっているわけではないと思いますが、今後の実証試験では連続運転の、どこでどういう判断で環境測定をするのか。それからバンカ内のごみから確実にモデルごみをうまく焼却炉へ投入できるか、この辺の確認も必要ではないかなという疑問を持っております。いかがでしょうか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>ごみの性状のところのお尋ねでございますが、委員ご指摘のように清掃工場におきましてはごみの焼却に際してのごみの均質化を図るためにいったんバンカに</p>

<p>C 委 員</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>落したごみについてクレーンで場所を移しながらごみの均質化というのを図って、その後に焼却を行うという形にしているわけですし、そういった意味での安定焼却というものを図っていくというのが原則になっているわけですが、それが100%均質化できるかという、それは違うということにもなるかと思えます。杉並区ですと植木、剪定枝等が大量に持ち込まれるような場合は湿ったごみがたくさん入るというような状況等もあるとも伺っておりますので、それは攪拌の中でやっていくということ。それから、逆転の現象といいますが、バンカ内のごみと実際に持ち込まれたごみのプラスチックの性状が、割合が異なっている場合もあるのではないかなというご指摘だと思います。そのバンカ内あるいは特定の車から抽出したそういった性状の調査になってございますので、それはデータとしてのばらつきというのはある程度は見込まれるものと考えていますので、それについては長いスパンといいますが、継続的な調査が必要かと存じます。ただ、この実証確認のほかに定期的にデータをとっておりますし、毎日の運転データというものをとりながら法規制値あるいは協定値、各工場での目標値というものを定める中で運転、焼却を行ってございますので、そういった意味では異常データが出ていないという現状の中でございます。工場における安定的な焼却が継続されていると理解をしているものでございます。</p> <p>廃プラスチックも一緒に燃やすということで、本当に大気とか、排水が大丈夫なのかという懸念が当初からあったわけですが、いずれにしても基準値は下回っている数値だと思うのですが、ダイオキシンで見ると排ガスはさほど変わっていない数字になっておりますけれども、排水では1けた上がっているし、それから焼却灰についても2けたぐらい上がっているということで見ると、これから先本当に大丈夫なのかという懸念はぬぐえないような気がするのです。その辺の評価について伺いたいのと、対策についてはどのようにしてきて、これからはどうしようとしているのかという点を確認しておきたいと思えます。</p> <p>ダイオキシンについてのお尋ねでございますが、法規制値等に対して非常に小さな数字といいますが、0.000というような形で出てございますので、その中で増減といいますが、ばらつきというところをご指摘されているのかと存じますけれども、安定的な焼却というものができているものと理解してございます。</p> <p>また、対策についてのお尋ねですが、23区の清掃工場につきましては、ダイオキシン対策、排気等の対策については平成十四、五、六年あたりで対策を行ってございまして、杉並清掃工場につきましても同様に対策が行われてございまして、</p>
----------------------------	---

M 委員	<p>て、現在においては設置から経過をしているわけですが、そういった処理設備におきましては最新鋭の清掃工場と同等の処理施設を有している工場と理解してございます。</p>
清掃管理課長	<p>排ガス、煙突排ガス、煙突排煙、そのデータの窒素酸化物、それから二酸化窒素で見ますと、結局実施前と実施後を見るだけなので、傾向というところまでいくかですけれども、基本的には増加の状況があると思うのですが、基準よりは下回っているというのはわかるのですけれども、結局この増加の率を年間稼働の時間で換算していくとNOx関係がどれくらい増えるのかというのは基準が下回っても一度見ておく必要があることじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>各排出基準等につきまして法規制値その他について十分基準を満たしているものと理解をしてございます。ということが区としての考え方でございます。</p> <p>ほかにございますか。よろしいでしょうか。この点についてもまだまだあると思いますけれども、では、次に進めさせていただきます、6番目の「杉並清掃工場の建替及び工場併設について」、これは清掃施設調整担当課長、お願いいたします。</p>
清掃施設調整担当課長	<p>清掃管理課長が兼務してございますので、清掃施設調整担当課長として引き続きご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料は「杉並清掃工場の建替及び工場併設施設について」という資料でございます。杉並清掃工場に関連いたしましては、当審議会の今年の3月24日に現況調査についてご報告をさせていただいているところでございますが、今般委員の改選等もございましたので、改めてご報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>清掃工場を管理運営しております東京二十三区清掃一部事務組合では、施設の整備計画等を策定しているわけですが、平成24年度から杉並清掃工場の建替えを計画しているものでございます。今後のスケジュール等につきましては以下のとおりでございます。</p> <p>簡単にご説明いたしますと、建替えにつきましては平成20年度に現況調査を行った後、平成23年度には清掃工場の操業を停止し、24年度解体、建設着手という形で、27年度竣工し、28年度稼働という予定のスケジュールが示されているものでございます。</p> <p>今年度につきましては、この現況調査を実施するということで、6月21日号の広報を通じてお知らせをしたほか、周辺住民の方に一部事務組合より周知のチラシをお配りしているところでございます。</p>



	<p>現在は杉並清掃工場の建替えにつきまして、建築主体、事業主体でございます 東京二十三区清掃一部事務組合と財団法人正用記念財団、それと地元所在区とし ての杉並区の三者で協議を行っているところでございます。</p> <p>なお、清掃工場に併設いたします施設につきましては、工場の建替えに伴いま して大きな影響がございます。また、設置からの年次等もございますので、区と いたしましても全庁的な取り組みということで検討組織を立ち上げ、検討を進め ている状況でございます。</p> <p>別紙としまして、清掃工場の建替えに関しての区の取り組み方針をお示しさせ ていただいているところでございまして、清掃工場の建替えに向けてはごみ量に 即して施設規模の適正化を図るよう一部事務組合に求めていくということ、それ から併設施設につきましては早急にその対応を取りまとめるということ、それか ら歴史的経緯を踏まえつつ地域住民、関係団体との十分な協議の場を確保して計 画を進めていくという形で取り組んでいくというのが区の方針でございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>会 長 R 委 員</p>	<p>では、ご質問・ご意見がありましたら。</p> <p>資料別紙1の中の建替え計画策定のスケジュールの中で、契約、素案説明会と あります。それから、合意、その上段階で事前協議の合意等々あるわけですけれ ども、この合意というのは三者ということで、正用財団、一組、杉並区というこ とと理解しますけれども、この素案説明会の対象というのはどこになるのでしょ うか。その三者間での説明会ではないのだろうと思うのですが、お願いしま す。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>お示しいたしましたスケジュール案につきましては、東京二十三区清掃一部事 務組合が作成しているものでございます。この時期等について確定をしたもので はございませんので、あらかじめご了解いただきたいと思います。</p> <p>また、素案説明会のお尋ねがございましたけれども、地域の住民の方を含めた 説明会と伺っているものでございます。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>今の地域住民の範囲なのですが、今どの程度で地域住民、対象範囲というこ とでお考えなのかを教えてくださいたいと思います。</p>
<p>清掃施設調整担当課長</p>	<p>その範囲等につきましては建築主体が清掃一組でございます。今後詰められる ものということだと思います。広く参加されるように杉並区としてはお願いして まいりたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。</p>

清掃管理課長	<p>では、次に進みます。7番目「杉並区レジ袋有料化等の取組み状況について」ごみ減量担当課長、お願いします。</p>
	<p>1つ発言をさせてください。</p> <p>先ほど19年度のごみ量で杉並区のごみ量はどのくらいの位置にあるのかというお尋ねがございました。現在多いところから順番にきて6番目の排出量という形になってございます。</p>
ごみ減量担当課長	<p>私から「杉並区レジ袋有料化等の取組み状況」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>杉並区のレジ袋有料化等の取組みの推進に関する条例でございますけれども、この4月1日に施行されておりまして、この条例の対象になる事業者ですが、19年度のレジ袋の使用枚数が20万枚以上、それからマイバックの持参率が60%未満、それから食料品等の販売業の許可を得ている、この3つの要件を満たしている事業者の方は6月30日までにレジ袋有料化等の計画書を提出していただくことになってございます。</p> <p>それで6月30日の締め切りを迎えましたので、その概況につきましてお話をさせていただきます。1番目ですが、実施済み店舗、これは既にレジ袋有料化条例が施行される前に有料化の取組みを実施した店舗等でございます。6店舗、1商店会がでございます。(2)の独自の取組みとして実施している店舗ということで8店舗でございます。条例施行後の実施店舗ということで10店舗、以下のようでございます。</p> <p>有料化のレジ袋1枚当たりの値段ですけれども、1円、3円、5円、6円、10円となっております。</p> <p>3番のレジ袋有料化等計画書の提出状況につきましては、別紙に6月30日現在の提出状況につきまして掲載させていただいてございます。6月30日現在では263店舗の対象がありまして230店舗ということで、87.5%の提出状況でございました。まだ、提出いただいていない事業者の方に提出をいただくため連絡しております。</p> <p>それから、この有料化等の計画書を提出していただいた事業者の方につきましては、概要を杉並区の公式ホームページに掲載する予定でございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長 M 委員	<p>では、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>今、杉並区全体で使われているレジ袋で、月間なり年間でいうと何トンという</p>

	重量換算になるのでしょうか。
ごみ減量担当課長	17年7月にマイバック持参率状況調査というのを行いましたけれども、そのときの数値でいいますと1億2,000万枚ということでございます。枚数で計算してございますので、重量につきましては後ほど調べてご報告させていただきます。
G 委 員	この実施率のところでは1枚1円というところがございますけれども、条例の中でいうと多分マイバックに移行するというか、レジ袋を減らすという趣旨で適正な値段を決めるという話が趣旨だと思うのですが、何となく3円、5円あたりは多分適正な値段なのかなと思うのですが、この1円については考え方としてはこういうのもあり得るとお考えになっているのでしょうか。
ごみ減量担当課長	条例で求めておりますのは有料化等の取り組みということで、有料化に限定した取り組みではないわけですが、金額等につきましても事業者の方の任意でお決めいただくということになってございますので、これにつきましては私どもで指導はしておりません。
K 委 員	それと関連しまして、明細書の二百何社のもを見させていただいたのですが、この中でレジ袋の価格を提示しているというのは企業でいうと六、七社しかないわけですね。残りの約三十何社というのは全然提示していない。これでもいいのですか。
ごみ減量担当課長	今、K委員ご指摘のところですが、7月1日現在で作成しましたこちらの提出状況の一覧の中では、有料化を実施する店舗が21店舗ということでございまして、有料化の実効性を確保していくために今後とも条例に基づく指導、助言というのをさせていただきたいと考えてございます。
K 委 員	ということは、この230店舗の中で、たくさんの店もありますけれども、実際に価格をここに書いていないのはその後出てきたという理解でいいのですか。価格設定されたということで。
ごみ減量担当課長	そちらの価格設定してあるところは有料化の取り組みをもう実施済みもしくはこれから実施していくという予定でございまして、それ以外の事業者につきましてはまだ未定というところもございまして、レジ袋の有料化ではなくてほかの手段においてマイバック持参率を高めていくというような事業者の方もいらっしゃいます。
K 委 員	有料化している企業が非常に少ないものですから、当初のもくろみとちょっと違っているのではないかというような感じがするものですから。
ごみ減量担当課長	現在のところ申し上げた数値でございまして、やはり条例の実効性を確

会長	保するという意味におきましては今でも様子見の事業者の方もいらっしゃると思いますので、今後とも粘り強く指導・助言をしていきたいと考えてございます。
M 委員	ほかにございますでしょうか。
	前々から思うことですが、レジ袋をやめましょうとか、マイバック推奨の旗を作られているところに出されますけれども、基本的にまずそれが資源の無駄遣いだという気がいたします。それにどれくらいのトン数を使われているのかもあるのですけれども、こういうことをやっているのであれば、それぞれの企業、店舗に対して周知の義務、そういうプレゼンテーションの費用も持ってもらえばいい話であって、区が街頭に、そうではなくても自転車の放置で交通も大変だということにばんばんそういうものを立てるのではなくて、紙面に載せていくというようなことであればいいのだと思うのです。町中を汚すような、ああいった周知の仕方は必要無いのではないかと思います。
ごみ減量担当課長	レジ袋の有料化の条例の中で、区につきましては第12条におきまして必要な支援を行うということになってございますので、区民の皆様にもそういったレジ袋の有料化のご趣旨をご理解いただくためにも、宣伝というのでしょうか、そういった広報は引き続きやっていきたいと考えてございます。
T 委員	対象になる店舗が263店舗でよろしいですか。
ごみ減量担当課長	6月30日の時点ではその数値だったのでございますけれども、今はもう少し、というのは対象にならない事業者の方が私どもで見ていると多うございますので、もう少し減ってくるというふうにとらえております。
T 委員	減ってくるのですか。先ほど263で、今は230と出ていますね。その後プッシュされたということで、それが33もし不足だったとして、どの程度追加で返事がきているのか、あらかじめいいんですが、ちょっとニュアンスをお聞かせ願えればと思います。
ごみ減量担当課長	最新は7月14日現在でございますけれども、対象になる事業者数が250をちょっと割る数値です。計画書の提出事業者が234～235でございます。いまだに出していただいていない事業者の方がまだ13店舗ありますので、電話等を通じまして計画書の提出または対象にならない事業者の方もいらっしゃると思いますので、そちらの確認をしてみたいと思っております。
R 委員	T委員のお話、ご質問等には関係ない、その前のM委員のご意見に関する内容なのですけれども、のぼりを立てて町内、区内を汚すようなところにつながるというようなご発言、そういう部分もあるかと理解をしたのですが、確かにそう

	<p>いう見方もあろうかと思えます。それともう一点、あのようなことをやるための費用は企業側の負担を専らとしてというような趣旨のご発言もあった。その2つだったと思うのですが、私はその後段の企業が負担するという点については、企業も負担するのは当然であります。例えばゴミ袋にしても、ほかのことでもそうなのですが、企業がやるだけではなくて、消費者がどう対応してくれるかなということでは、企業がやっているから、そういう観点から、消費者が企業よりも本当はもっと理解、認知度が高まっていないといけなわけです。消費者の認知度が非常に高ければ企業は嫌でもそれに対応せざるを得なくなるというのが消費者と企業との関係ではなからうか、と理解をしているのです。そういう意味合いからいって、やはり何らかの形で進めるに当たっては消費者側も費用を応分の負担をしてよければ、それが税金で賄われているという理解も部分的にあっても差し支えない、このように思っていますので、一方的に企業が負担すればいいということではなく、我々も負担すべきだ、こう思います。</p> <p>それから、のぼりを立てるといのは放ったらかしておけば確かにごみになってしまいますが、きちんと管理をされれば我々一般市民を啓発する、理解を高めるということに間違いなく有効であったと私は思っております。ということで、今のやり方が100点とは申し上げませんが、今の方法を改善した形でさらに進めていただけるように検討をお願いしたいと思いますし、我々もそれに対してのアイデアがあれば積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。</p> <p>いろいろサジェスションありがとうございました。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>今、ご意見がありましたので、私の意見を再度申し上げます。レジ袋に限りませんが、企業側が当然もっと負担すべきだという考えを基本的に持っています。消費者と企業とあとは当然行政があるわけで、今ここで行政のお話をしているので行政の役割は当然あって、その方法について、袋を減らすためになぜのぼりをつくるのかというのを基本的に私は疑いたいというふうに、まず思っています。</p> <p>それから、管理も大変である。ぼろぼろになったものをいっぱい見ますし、邪魔であるというところの意見は変えません。企業側が店舗の中でやれることがもっといっぱいあるだろうし、それを行政がこういうふうにやってくださいというところを指導していったほうがいいのではないかとというのが一つ。</p> <p>それから、最初に資源ごみのことで、燃やしているだけじゃないですかというお話をして、実際はCO<sub>2</sub>の削減になっているとか、コークスの削減、天然資源</p>
会 長	
M 委 員	

	<p>の削減になっているというお話もありましたけれども、基本的に容器リサイクル法ではもともとはデポジット、企業がまず料金を代金に載せて、缶ジュースなら缶ジュースの代金に載せて戻ってきたら払うという、そういうやり方を基本的に行政がとれば必然的に缶を買う人は減る、回収率も上がるというようなことがあるはずなのに、資源ごみと聞きますと容器として、あるいは材質としてリサイクルするのだらうと思いますが、資源として燃やします、有効に燃やしますという理解はなかなかしていないのです。考え方としては企業にどういう指導をしていくか、それが行政側であって、単純に物を掲示して見せて住民にそれを浸透させていくというのは、僕は基本的にちょっと足りないやり方だろう、仕組みをしっかりとつくるべきだらうと思います。</p>
M 会長	<p>またいろいろ行政でもご意見含めて検討していただければと思います。ほかにございますか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>先ほどM委員からレジ袋の重量のことについてご質問がございましたので。1枚10グラムと計算いたしますと、1億2,000万枚ということで、年間の使用量1,200トンということになります。以上でございます。</p>
会長	<p>では、8番目の「平成19年度みどりの実態調査（第8回）結果について」、9番目「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」、いずれもみどり公園課長の担当ですので、ご説明をお願いします。</p>
みどり公園課長	<p>私から2件。1件目は「平成19年度みどりの実態調査（第8回）の結果について」、報告させていただきます。</p> <p>事前にお配りした、結果についての報告のレジュメと概要版というカラー刷りの実態調査報告というのを事前にお配りしていると思います。本日席上に実態調査の結果の報告書をお配りしてございます。今回の調査の特徴でございますが、調査精度を高めるために緑被率の調査で初めてデジタル航空カメラによる写真撮影を行って、画像処理から緑被率の集計までを全工程をデジタル化処理いたしました。</p> <p>調査対象区域は杉並区全域3,402ヘクタールで、調査期間は今年の5月29日から3月28日まででございます。航空写真は平成19年6月13日に撮影してございます。</p> <p>調査結果の概要についてはカラー刷りの概要版に従って説明させていただきます。緑被率につきましては、今回の調査で21.84%ということで、前回の5年前の調査に比べて0.93ポイント増加してございます。増加の要因としては区民の緑</p>

の保全創出活動が高まってきたことであるとか、接道部、屋上緑化等、多様な技術の普及であるとか、調査精度の向上が上げられると思います。

次に、樹木本数ですが、3万6,099本ということで、前回より2,987本増加してございます。樹林地については1,145カ所で、177.53ヘクタールの樹林地が杉並区内にございます。

接道部緑化率については、概要版の右側の上ですが、23.03%ということで、これは緑の基本計画で目標にしています20%を今回の調査では超えたということでございます。

壁面緑化箇所が272カ所、屋上緑化の箇所が882カ所ということで、それぞれ壁面緑化につきましては前回の調査と平米数としてはそれほど増加しておりませんが、箇所数は増加してございます。屋上緑化につきましては、そこにも詳しく書かれておりますが、5年間の調査の中で年々増加しておりまして、前回に比較しても箇所数、平米数とも増加してございます。

みどり率につきましては、緑被率に公園の緑であるとか、河川の水面を加えたものでございますが、区内全体のみどり率は22.92%でございます。右側の下側に杉並の都市熱状況ということで赤外線熱分布図を掲載してございます。緑があるところが温度が低いというのがこれによってわかるかと思えます。

今後区民への公表ですが、緑被率の結果については、もう既に「広報すぎなみ」6月21日号で一面でお知らせしてございます。ホームページ上にも報告書、それぞれ概要版等を載せてございます。図書館であるとか、区政指導室に報告書と航空地図の閲覧、配布を行っている状況でございます。

今後はこの結果を受けまして十分内容も検証して、来年度以降緑の基本計画の改定に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、「一定規模以上の開発等に係る報告について（緑化）」の報告を1件させていただきます。（仮称）桜上水計画でございます。資料の1面のところをご覧いただきたいと思えます。住所は杉並区下高井戸三丁目14番でございます。当該地、敷地面積は6,240平方メートルで、接道部緑化については基準に対して計画が不足している部分がございます。これについては下の部分で緑地面積ということで緑地を確保していただくことによって不足分を補う形になってございます。

その下に書かれていますが、既存緑地及び既存樹木は全くございません。新植樹木本数については、基準を左側にそれぞれ高木、中木、低木であわせてござい

<p>会 長</p> <p>R 委 員</p> <p>みどり公園課長</p>	<p>ます。右側に計画数量がそれぞれ書かれてございますが、中木については基準に比較して214本不足してございます。これについては高木と低木にそれぞれ振り分けて不足分を補う形で計画はされてございます。</p> <p>お開きいただいて裏側に緑化のコンセプトと案内図を掲載してございます。当該地、杉並区の南の端で、京王線の桜上水駅の北約500メートルにございます。南側100メートルには玉川上水第二公園がございます。その南側に国道20号線と首都高速が走ってございます。</p> <p>3ページ目に現況図を載せてございます。</p> <p>4ページ目が緑化計画の平面図になっておりまして、共同住宅の建設に伴い敷地内の緑が増える環境に配慮した計画となっております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>では、最初に「みどりの実態調査（第8回）結果について」ということで、お願いします。</p> <p>今、杉並区も大分緑が増えてきたという話も聞いております。今回のこの調査結果で目標が25%に対して今は22%弱、あと3%ぐらい目標に対しては余地がある、こういうような結果かなと理解をいたしまして、そうするとあとのこの3%というのは現状具体的にどの辺に3%分の緑化可能な地域があるということで計画されているのか、その辺を伺いたいのですが。というのは、この中にこの緑被率の中には屋上緑化だとか壁面緑化というのも含まれているのかどうか。それぞれがどのくらいのパーセンテージでトータルで25%になるのか。要はどのくらいずつあと3%に残りがあるのかということ伺いたしたいと思います。</p> <p>残り約3%でございますが、面積に換算しますと約107ヘクタール、通常1%上げるのに杉並区内の小学校大体36校分の面積が必要ということになるかと思えます。3%はその約3倍ということになるかと思えますので、住宅地の多い杉並区の中でその目標達成に向けては開発にあわせた形で緑化をしていただくことによるだけでもなかなか目標に達成するまでの実際の積み上げは難しいかとは考えてございます。具体的に今後3%をどれだけ確保していくというのは、緑の基本計画の中でも公園を将来的に1人当たり5平方メートルを目指していくであるとか、接道の緑化率は今回達成してございますが、緑地率を15%にしていくという目標に向けて努力はしてまいりますが、実際今後の3%の内訳というのは、今回ご意見をいただいておりますが、今後積み上げられるかどうかは検討課題かと思っています。</p>
--	--



R 委員	<p>基本的にはぜひ積み上げるべくご努力いただきたいと思いますし、そのために必要なことについて少なくとも私は何らかの形で協力をしていきたい、このようには思っているので、無理かと思えますというようなことにならないように、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。</p> <p>たとえわずかずつでもこの辺なら何年度に可能だよというような、その辺の積み上げも現実的には必要かと思えますので、ぜひ我々の目から見て見つかる、計画できる内容と行政の立場から計画していただける内容と当然違いがあるし、それを両者相まって進めればより適切に、より早く目標に向かって進めるのではないかと、このように思っておりますの、ぜひその点ご努力をいただけるようお願いしたいと思います。</p>
みどり公園課長	<p>状況は確かに厳しいものはあろうかと思いますが、今までも継続してきた施策を含めてさらに今回の結果を受けて来年度改定の時期には積み上げられるかどうかは今後研究していかないと何ともいえないのですが、増える分と減る分も当然ございますので、その中で来年度の緑の基本計画の改定の際にはその点については研究してまいりたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
K 委員	<p>教えてください。この接道部という、いわゆる道に面している部分ですね。これは公道だけではなく、すべて民間の私有地の道路も含まれているという解釈ですか。</p>
みどり公園課長	<p>私有地の道路を含めると公道と私道あわせると全体で長さが杉並区内大体1,000キロをたしか超えると思います。約1,000キロ以上になろうかなと思いますので、接道部といわれても人が通れる幅員なり車が通れる幅員の中で私道部がすべて入っているかという必ずしもそうでもない部分があります。これは実際に航空写真に基づいて緑のある部分を全部実踏していますので、ほぼ網羅なくあると思っています。</p>
K 委員	<p>と申しますのは、一応区のおつくりになったデータでこんなに道路があったのかなということちょっと調べてみたら、いわゆる国道と都道と区道、あわせても750キロぐらいなのです。そうすると両側をやったとしても1,500キロ強しかないはずだと。だから、私はあえて私道というものが含まれているのですかと、この1,900キロの中に、そういう質問をしたわけなのです。</p>
みどり公園課長	<p>当然私道も全く人が通らないわけではなくて、公衆用に使われていますものは、当然含んでございます。</p>

K 委 員	<p>ということは、一部私道も含まれるという解釈でよろしいわけですね、今の1,941キロというのは、もちろん往復ですから。</p>
みどり公園課長	<p>そうです。含んでいるということです。</p>
K 委 員	<p>私道も含んでいるという解釈でよろしいわけですね。</p>
みどり公園課長	<p>はい。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>1点だけ私から。緑被率の中に、このパンフレットに書いてある、例えば壁面緑化であるとか、屋上緑化だとか、それも緑被率に入れているのですか。</p>
みどり公園課長	<p>航空写真で見て当然緑になっているところは全部拾っておりますし、その中で屋上の部分は拾えていますし、ただ、壁面については縦方向なのでどうしても幅と長さでいけば当然拾っていると理解してございます。</p>
会 長	<p>じゃ、分母も分子もこれに加えているということですね。</p>
みどり公園課長	<p>はい。</p>
会 長	<p>それははっきりしておかないと、緑被率の概念というか、何ををもって緑被率というのかというときに、2つのそういう解釈の仕方あるいはトータルの仕方というのがあると思うのです。普通は余り壁面緑化というのは入れないと思うのです。</p>
みどり公園課長	<p>確かに壁面という形で項目として上がるのはわずか。当然上から見たときに緑に覆われている部分はほぼ大体拾っていますので、ですから、壁面という分類の仕方はしていませんが、当然航空写真でとれば壁面であっても、垂直であれば別ですが、若干斜めであればその部分も緑で当然上がると思いますので、言われるように壁面は拾わないといわれればそうですが、区内全域を拾ったときに緑に覆われている部分を拾っていると理解していただければと思っております。</p>
会 長	<p>拾うのはいいのだけれども、どこの部分をどういうふうに拾って、分母をどういうふうに占めているのかということで、中国は、これは立体緑化という言葉を使うのです。そうすると、壁面が完全に垂直になっていてもそれを分母に入れるのです。それでそれを各都市推奨しているわけです。これから大事なことだと思うのです。だから、航空写真で見たらどうだとか、ただ機械的にどうこうという意味ではなくて、どういう効果があるから今後そういったものを推奨させたいのだと。そのためにはそういったものも含めて、だから分母に入れるし、分子にもどんどん増やすようにということで。</p>
みどり公園課長	<p>訂正いたします。分母と分子の関係でいえば、平面上で見た部分しか拾って</p>

会 長	<p>ませんので、厳密に壁面緑化の面積が分子に入ってそれが分母に入っているという形ではありません。分母と分子の関係でいけば平面上で緑被率については拾っていますので、壁面緑化という形では確かに拾っていないと思います。</p> <p>だけれども、先ほどのR委員の話じゃないですけども、今後の工夫ということで、いいことをやったださっているわけだから、それをできるだけカウントしてそれを増やしたい。なぜ、区の庁舎のところを壁面緑化やっているのか、あれはどういう意味があるのかと、一番そういう単純な質問が出てくるわけです。そういうようなときに緑被率の向上のためにも一つの方策だとか、ちゃんと結びつくわけでしょう。そんな一連の考え方を持っていてもいいです。</p>
K 委 員	<p>では、次の9番目の「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」ということで、何かございますか。</p>
K 委 員	<p>私も読んでいてよくわからなかったのですけれども、最初のところに建築棟数、一番下のところに1棟と書いてありますね。ところが実際に最後のページを見ますとこれだけ長い建物がたらたらとあるわけですけども、これは本当に1棟なんですか。全部こんな形でつながっているのですか。</p>
建 築 課 長	<p>建築基準法で1棟のとらえ方というのが、法律上のとらえ方というのがあります。例えば構造上で、今、構造上でこれは何とかA B C D Eまで分かれています、エクスペンションジョイントということで少し分離した構造をとるというような形の中では棟数は分かれる。ただ、一つの敷地に一建物という原則もございまして、そういう中で廊下等でつないで、それが例えば1階だけではなくて2層、3層と廊下等でつないで機能上もそれが1棟として廊下等で機能しているという場合には1棟で見るという見方もございまして、法規上の扱いとして1棟で見るという形になってございます。</p>
K 委 員	<p>ということは、これはすべていろいろな建物が廊下で結ばれている、こういうこととございますか。</p>
建 築 課 長	<p>そういうことです。</p>
K 委 員	<p>お願いなのですが、よく審議会の中にこういう緑化についての報告書をいただいているわけですが、例えば今回の場合にも実際に建築で大体何階建ての建物を何戸ぐらいつくるよということまで、別にマル秘ではないと思いますので、あわせてご報告いただけたら、私たち緑化だけではなしにもっと理解が深まるのではないかと思うのです。これだと一体建物を幾つつくるのか、どうなっているのか、全くわからないわけです。そういう面からいって、今申し上げ</p>

建築課長	<p>た階数と戸数を併記していただけるようお願いできないかと思ひます。</p>
建築課長	<p>環境清掃審議会には従来1万平方メートル以上の建物は大型開発ということで報告するということになってございまして、これは容積率、低層住宅地で1万もいかない、6,000ぐらいのものでございまして、同時に建築も報告するという形にはなってございませぬが、こういう大型の開発で緑を説明するときにもう少しあわせて説明するというようなことも場合によっては今後工夫ということもございまして、建築として見た場合の大型開発という意味では1万平方メートル以上のものをご報告するということになってございまして。</p>
K 委員	<p>特に建築についてどうのこうのという意見を申し上げるつもりはないわけですが、建物と緑という両面から考えた環境という問題を考える場合に、建物がどうなっているかさっぱりわからないのでは、なかなかしっくりこないという点がございまして、できたらそういう方向でご検討をお願いしたい、こういうことございまして。</p>
C 委員	<p>建物の真ん中に私道の計画、現況があるのか、これから計画でそんな道路をつくらぬといけぬのか、よくわからないのですが、その関連についてお聞かせください。</p>
建築課長	<p>建築物のちょうど真ん中あたりはかなり大きな12メートル道路で予定細街路というものがございまして、この地域は戦後すぐ緑地地域ということで指定があったものが45年ごろに道路整備が遅れているということで区画整理区域に切りかえまして、その区画整理区域にするときにこの細街路分をある程度想定した図をつくってございまして、この線のところでは高い建物、かたい建物はつくらぬようにということですずっと引き継いできた経過がありまして、その細街路というものになっています。ただ、実現性はなかなか難しいというところになってございまして。</p> <p>それから、先ほど建築の階数と戸数等教えてくれればというような話がありまして、説明資料等にもつけておけばよかつたのかもしれないのですが、一応72戸を予定してございまして。地下1階、地上4階建てで、恐縮ですが、まだ確認は受け付ける段階にまできておりませぬで、こういう区画整理区域の調整等を進めている段階で、私どももまだ正式に建築確認を受理している段階ではございませぬ。</p>
C 委員	<p>そうすると、この道路は今全然関係ないということですか。</p>
建築課長	<p>この区画整理区域の中には縦横にこういう細街路という道路が書かれてござい</p>

	<p>まして、そこに、先ほど言いましたように2階までと、それから、かたい建物は建てるなというようなことで、普通の戸建て住宅を建てる時はほとんど制限というふうには働いてこないと思うのですが、大きなビル等を建てる場合には制限として働いてくるような形で道路網が描かれておりまして、むしろ例外許可を与えるためにこういうのを便宜的につくったと見るのも見方の一つとしてはあるのではないかと考えております。</p>
C 委員	<p>だから、建物を建てるにはこの道路の計画線上も建物が計画では入っていますね。道路は関係ないということなのですか。</p>
建築課長	<p>ここは区画整理区域という都市計画の区域の中でありまして、この道路の部分に当たっていても、都市計画法53条の許可というものを取って建てるということになっていまして、さっき言った階数とか構造の制限の中では建てることのできるということでございます。</p>
B 委員	<p>今の建築基準法42条の道路ですけれども、ここに木を植えるというふうにとらえていいのですか。</p>
みどり公園課長	<p>あくまでも建築敷地に入っていますので、そちらに木を植栽して緑化をするような形になっているところでございます。</p>
B 委員	<p>では、道路は既存樹木がないとなっているのですけれども、ここに緑で1とか2とか入っていますね。それは指導するということですか。</p>
みどり公園課長	<p>緑化をお願いして、緑地にさせていただくような形になるかと思いますが。</p>
B 委員	<p>先ほども私道の部分も緑被に関係するというお話だったのですけれども、狭あい道路の場合、その場合の樹木についてはどのように指導をしているのでしょうか。</p>
みどり公園課長	<p>狭あい道路という建築基準法42条の2項道路の緑化の話ですか。道路区域内に既存樹があった場合、原則的に道路区域になりますので、通常であれば除却していただくような形は道路部門でするような話になるのか、その中で移植が可能であるとか、あるいは新たに緑化するような形であると、それについては接道部の緑化助成みたいな形で区としては支援していく場合もございます。</p>
B 委員	<p>そうすると、この緑被率を高めようというときではあるのだけれども、伐採する場合もあるわけですね。</p>
みどり公園課長	<p>道路部分にかかった場合、当然狭あい道路については広げていくことが条件になって建築の確認がおりることになりますので、そういった場合も出てくるかと思えます。</p>

<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。</p> <p>では、あと3点残っておりますが、いずれもどちらかといえば連絡事項と分類できるのではないかと思います。ですから、関連する課長から10番目から12番目まで、「平成20年度の我がまちクリーン大作戦」、「すぎなみ打ち水2008」、「環境博覧会すぎなみ2008」ということで、ご説明をしていただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、私から2件ご案内をさせていただきます。</p> <p>「平成20年度の我がまちクリーン大作戦」、2000年から始めましたので、今年2008年ということで9回目です。一時は集中日、特定の日を決めてやっておりましたが、今年もまた昨年、その前と同様になります。10月一ヶ月間にやらせていただくということでございます。期間はほかの期間でもよろしいのですが、計画書を出していただければ振り分けてさせていただきますということでございます。今後参加団体に計画書や報告書を郵送させていただきます。8月1日の広報でもお知らせをさせていただきますので、ぜひ皆さん方参加していただければということで今日ご報告をさせていただきます。実績については記載のとおりでございます。若干昨年度少なくなっております。今年はもう少し増やしていきたいと考えてございます。</p> <p>次に「すぎなみ打ち水2008」ということで、実質的には昨年度は大雨が降りまして中止でございましたので、今回3回目ということ。実際はNPO法人が主にやっております。7月22日の大暑から8月23日の処暑まで、全国で大体1,000万人の参加を呼びかけやっております。そういう中に一緒に杉並区も参加していこうということでございまして、気温を2度下げること为目标にしております。杉並区でも率先してやっていく以外に区民の皆さん方にも広く参加を呼びかけていくということでございます。杉並区では8月1日金曜日の正午に区役所南側の広場で打ち水をするということでございます。先ほどもお話が出たかもしれませんが、今、緑のカーテンをしておりますので、その前あたりにさせていただきますということでございます。周知については記載のとおりでございます。</p>
<p>環境都市推進担当課長</p>	<p>「環境博覧会すぎなみ2008」の開催について、ご報告いたします。</p> <p>今年のメインテーマは初回から統一して「みんなでつくる環境世紀」でございますが、サブテーマとしまして「地球を救えすぎなみ省エネ作戦、小さなエコから」というものを環境博覧会すぎなみ実行委員会で決定し、準備を進めていると</p>

	<p>ころでございます。日時でございますが、10月18日(土曜日)から19日(日曜日)の午前10時から午後4時でございます。資料送付の後に変更がございまして、すぎなみ環境賞の表彰式18日(土曜日)午後3時からと記載してございますが、開会式を正午に行いまして、その後午後0時半から環境賞の表彰式を行う予定でございます。</p> <p>例年どおり清掃工場の「環境フェア2008」と「かんきょうアイデア展」も同時に開催となっております。場所は高井戸地域区民センター及びセンター前広場でございます。</p> <p>広報は10月11日号を予定してございます。また、バスの乗車券をチラシや広報に昨年同様刷り込んでまいりたいと思いますので、ぜひ皆様のご来場お待ちしております。よろしくどうぞ。</p>
会 長	<p>一括してご説明をお願いしましたけれども、何か特にお聞きしたいという点はございますか。</p>
B 委 員	<p>杉並区は環境都市ということで、環境展も大変盛況なうちに終わっていると実感しています。今回のサミットに関しましても、私の地域でも身近なエコということで、役所のご協力をいただきまして地域の皆様が大変勉強することができました。その中で出たものですが、待機電力を防ぐために電気メーカーから名前は忘れてしまったのですがスイッチが出ていたのです。それを早速買われて利用しようとしたときにパッケージに下の紙がしっかり張りついてとれない状況だった。せっかくエコのための器具なのにビニールと紙の部分が分かれられないということは、もうちょっと企業側も努力すべきではないかということと、ペットボトルのラベルをはがすのも高齢者には大変やりづらいというお話が出ました。せっかく審議会ですので、また環境博覧会は多くの企業の方もお越しいただけますので、ぜひともそこら辺を杉並区として申し入れをしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>よろしくご検討のほどをお願いいたします。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>長時間にわたりましてご審議どうもありがとうございました。では、その他ということで、事務局でございましたらお願いいたします。</p>
環 境 課 長	<p>それでは、私から次回についてご報告をさせていただきます。そこに記載のとおり環境基本計画の見直しということで書かせていただいておりますが、今の環境基本計画につきましては今日ご配付させていただいた中に入っておりますが、</p>

	<p>平成15年に改定をされたものがございまして、それから大体5年以上経過したということで、その後の社会経済状況、環境を取り巻く変化から、現行の環境基本計画を見直したいと考えてございます。当然その中で、その後杉並区の実施計画も、杉並区のそれ以外にいろいろな、特に一般廃棄物処理基本計画のようなものも改定をされておまして、整合性をとることや、それに既に目標達成をしているものとか、目標年次を経過した事業というようなことがございまして、見直しをしていくということでございます。特に今回地球温暖化対策についてもこれから重要な課題でございますので、そういうものも含んで見直しをしていきたいと考えてございます。次回の9月になります、この環境清掃審議会の中でご意見をいただきたいということで、諮問をさせていただきたいと存じます。大体年度末ぐらいまでに答申をいただきたいと考えてございまして、次回この環境清掃審議会に提案をさせていただきたいと考えております。</p>
会 長	<p>わかりました。</p>
	<p>次回日程について、いかがですか。</p>
環 境 課 長	<p>次回の日程でございますが、9月4日の午前、午後の2回、会場を事務局で押さえておりますので、その辺で決めていただければ幸いです。</p>
会 長	<p>皆さん方にお諮りしますけれども、午前と午後ございまして、どちらかにしたいわけですね。ご都合の悪い方、挙手をお願いできればと思います。9月4日の午前ご都合の悪い方。</p>
<p>( 挙 手 )</p>	
	<p>午後はどうですか。</p>
	<p>では、9月4日の午後2時からということで開催させていただきたいと思っております。ご予約のほどよろしくお願いたします。</p>
	<p>今日は初回でございましたけれども、ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。</p>
	<p>これもちまして閉会にさせていただきます。</p>